

■単体自己資本比率(国内基準)

2006年3月末	2007年3月末
8.31%	9.98%

(注) 2006年3月末は「旧基準」、2007年3月末は「新基準」に基づき算出しています。

【旧基準】

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成9年大蔵省・労働省告示第1号)

【新基準】

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる自己資本比率が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる比率が適用されます。

基準の改正により、2007年3月末から自己資本比率の算式が変更されました。新基準の算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額 (基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目)}}{\text{信用リスク・アセット(注1) + オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5 \text{ (注2)}} \times 100$$

(注1) 信用リスク・アセット＝資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額＋各オ・バランス取引の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額

(注2) 8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

算式の主な変更点は、以下の2点です。

①信用リスク・アセットの計算方法の精緻化

旧基準では、すべての金融機関が一律のリスク・ウェイトを適用していましたが、新基準では、以下のアまたはイのいずれかの手法を金融機関が選択します。

ア. 標準的手法

旧基準よりも細分化されたリスク・ウェイト(0%～350%)を資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトでは、抵当権付住宅ローンが50%から35%に、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円未満)が100%から75%に引き下げられました。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは旧基準では100%でしたが、新基準では格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイト(20%～150%)が適用されることになりました。

イ. 内部格付手法

金融機関が内部格付制度を整備し、格付ごとのデフォルト確率(融資先が債務不履行に陥る確率)等を推計します。その推計値に基づき算出したリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

②分母にオペレーショナル・リスクを追加
(ア～ウのいずれかの手法を金融機関が選択)

ア. 基礎的手法

粗利益(直近3年の平均値)の15%をオペレーショナル・リスク相当額とします。

イ. 粗利益配分手法

業務区分を8つに分け、区分ごとの粗利益(直近3年の平均値)にそれぞれ異なる掛け目(12%、15%、18%)を乗じた合計値をオペレーショナル・リスク相当額とします。

ウ. 先進的計測手法

金融機関が独自に構築した計量モデルにより算出した損失額をオペレーショナル・リスク相当額とします。

当金庫では、信用リスク・アセットは「標準的手法」、オペレーショナル・リスク相当額は「基礎的手法」により算出しています。

新基準に基づき算出した2007年3月末の自己資本比率は9.98%となり、旧基準に基づき算出した2006年3月末よりも1.67ポイント上昇しました。主な上昇要因として、抵当権付住宅ローンのリスク・ウェイトが50%から35%に、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円未満)が100%から75%に引き下げられたため、自己資本比率の算式の分母となる信用リスク・アセットが減少したことがあげられます。

また、保有有価証券では、社債等のリスク・ウェイトについて、旧基準では一律に100%が適用されていましたが、新基準では格付機関の格付等に応じて設定(20%～150%)されるようになったことも上昇要因となりました。これは、当金庫が保有している社債等は高い格付のものが多いため、旧基準よりも低いリスク・ウェイトが適用されるようになったためです。

なお、新基準で自己資本比率の算式の分母に追加されたオペレーショナル・リスクは、自己資本比率に0.68ポイント影響しています。

国内業務のみを行う労働金庫の場合、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は9.98%であり、行政措置を受けることはありません。しかし、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑さえ、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目		2006年3月末	2007年3月末
基本的項目 (Tier1)	出資金	29,326	29,328
	非累積的永久優先出資	—	—
	優先出資申込証拠金	—	—
	資本準備金	—	—
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	29,326	29,328
	特別積立金	120,301	128,601
	次期繰越金	1,919	1,958
	その他	—	—
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	処分未済持分 (△)	—	—
	自己優先出資 (△)	—	—
	自己優先出資申込証拠金	—	—
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—	
計 (A)	180,874	189,217	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	505	504
	一般貸倒引当金	9,337	10,414
	負債性資本調達手段等	—	—
	補完的項目不算入額 (△)	—	—
	計 (B)	9,842	10,918
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	—	—
	控除項目不算入額 (△)	—	—
	計 (C)	—	—
自己資本 (A) + (B) - (C) (D)	190,717	200,135	

(注1) 2006年3月末は、旧基準に基づき算出した数値を記載しています。

(注2) 2007年3月末は、新基準に基づき算出した数値を記載しています。

●自己資本調達手段の概要

2006年3月末及び2007年3月末の自己資本のうち、出資金は全て「普通出資金」により調達しています。

「出資金」

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「利益準備金」

労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が上記出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」

当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、定款の規定または総会の議決に基づき剰余金の一部を積み立てています。特別積立金には、使用目的を特定した目的積立金と使用目的を限定しない積立金があります。

「次期繰越金」

当期の剰余金のうち、配当などの外部流出額と上記の準備金、積立金への繰入額を除いた翌期への繰越額です。

「土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額」

自己資本比率算出にあたっては、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布、法律第34号)に基づき算出した「土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額」の45%相当分が分子の自己資本の補完的項目に加算することが認められています。ただし、加算できる額は、基本項目の額が限度となります。なお、土地の再評価については貸借対照表注記をご参照ください。

「一般貸倒引当金」

一般貸倒引当金は、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の補完的項目に加算することが認められています。ただし、加算できる額は自己資本比率の分母(リスク・アセット額)の0.625%が限度となります。

「自己資本」

以上の基本的項目の額と補完的項目の額(基本的項目の額を限度とします。)の合計額から控除項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

2.自己資本の充実度に関する事項

(1)自己資本

(単位：百万円)

項目	2006年3月末 (注1)	2007年3月末 (注2)
自己資本 (A)	190,717	200,135
基本的項目 (Tier 1) (B)	180,874	189,217
補完的項目 (Tier 2)	9,842	10,918
控除項目	—	—

(2)リスク・アセット及び所要自己資本

(単位：百万円)

項目	2006年3月末 (注1)		項目	2007年3月末 (注2)	
	リスク・アセット (注3)	所要自己資本 (注4)		リスク・アセット (注3)	所要自己資本 (注4)
信用リスク (C) = (D) + (E)	2,292,310	91,692	信用リスク (C) = (D) + (E)	1,875,697	75,027
資産 (オン・バランス) 項目 (D)	2,282,707	91,308	資産 (オン・バランス) 項目 (D)	1,866,951	74,678
我が国の地方公共団体保証付	1,069	42	我が国の政府関係機関向け	5,297	211
我が国の政府関係機関向け	4,232	169	地方三公社向け	15	0
国際開発銀行向け	36	1	金融機関及び証券会社向け	247,448	9,897
我が国の金融機関・証券会社向け	221,316	8,852	法人等向け	30,471	1,218
OECD諸国金融機関・証券会社向け	1,949	77	中小企業等向け及び個人向け	793,388	31,735
OECD諸国公共部門向け	132	5	抵当権付住宅ローン	657,533	26,301
取立未済手形	497	19	不動産取得等事業向け	12,046	481
抵当権付住宅ローン	919,090	36,763	三月以上延滞等	9,187	367
OECD諸国以外の中央政府・中央銀行向け	7	—	取立未済手形	513	20
他の金融機関・証券会社の発行した資本調達手段	24,496	979	出資等	62,781	2,511
上記以外	1,109,878	44,395	上記以外	37,329	1,493
			証券化 (オリジネーター以外)	79	3
オフ・バランス取引項目 (E)	9,602	384	複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	10,857	434
			オフ・バランス取引等項目 (E)	8,746	349
リスク・アセット、所要自己資本の総額 (F) = (C)	2,292,310	91,692	オペレーショナル・リスク (注5) (F)	127,889	5,115
単体自己資本比率 (国内基準) (A) / (F) × 100	8.31%		リスク・アセット、所要自己資本の総額 (C) + (F) = (G)	2,003,586	80,143
単体における Tier 1比率 (B) / (F) × 100	7.89%		単体自己資本比率 (国内基準) (A) / (G) × 100	9.98%	
			単体における Tier 1比率 (B) / (G) × 100	9.44%	

(注1) 2006年3月末は、旧基準に基づき算出した数値を記載しています。

(注2) 2007年3月末は、新基準に基づき算出した数値を記載しています。

(注3) リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産 (債務保証見返を除く) に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウエイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウエイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウエイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。

なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的代理業務に付随して発生する債務保証に関するものです。

(注4) 所要自己資本 = リスク・アセット × 4%

(注5) オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

●金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実状況について

2007年3月末の当金庫の自己資本比率は9.98%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。また、自己資本のうち基本的項目 (Tier 1) が占める割合が高く、Tier 1 比率が9.44%と自己資本比率と近い水準となっています。基本的項目 (Tier 1) は出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、自己資本に占める割合が高ければ、より健全性が高いといえます。したがって、当金庫の自己資本は充実していると評価しています。

将来の自己資本の充実策

当金庫では、3カ年の中期経営計画及び単年度の事業計画を策定しており、計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

3.信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1)信用リスクに関するエクスポージャー(注1)及び主な種類別の期末残高

①地域別(2007年3月末)

(単位:百万円)

地域区分	エクスポージャー区分	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリ バティブ以外のオフ・ バランス取引	債券	店頭 デリバティブ取引	その他の資産等 (注2)	延滞 エクスポージャー (注3)
国	内	4,612,149	3,107,454	373,047	1,475	1,130,172	9,304
国	外	31,358	—	31,358	—	—	—
合	計	4,643,507	3,107,454	404,405	1,475	1,130,172	9,304

※本開示は、2006年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、2006年3月末の計数を算定しておりません。

②業種別(2007年3月末)

(単位:百万円)

業種区分	エクスポージャー区分	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリ バティブ以外のオフ・ バランス取引	債券	店頭 デリバティブ取引	その他の資産等 (注2)	延滞 エクスポージャー (注3)	
製	造	業	15,159	—	5,972	—	9,186	—
農	業	—	—	—	—	—	—	—
林	業	—	—	—	—	—	—	—
漁	業	—	—	—	—	—	—	—
鉱	業	197	—	—	—	197	—	
建	設	業	850	—	495	—	355	—
電	気・ガ	ス・熱供給・水道業	3,284	—	1,099	—	2,184	—
運	輸・通	信業	3,822	—	2,593	—	1,228	—
卸	売・小	売業・飲食店	7,959	3,497	3,038	—	1,423	—
金	融・保	険業	1,170,087	174	163,350	1,475	1,005,087	—
不	動	産業	18,053	797	4,741	—	12,514	300
サ	ー	ビス業	12,772	10,291	1,971	—	509	—
国	・地	方公共団体	232,778	9,073	221,141	—	2,563	—
個	人		3,065,454	3,061,614	—	—	3,840	9,003
そ	の	他	113,088	22,007	—	—	91,081	—
合	計		4,643,507	3,107,454	404,405	1,475	1,130,172	9,304

※本開示は、2006年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、2006年3月末の計数を算定しておりません。

③残存期間別(2007年3月末)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分	期間区分	期間の定め のないもの	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
合	計	419,133	570,215	422,306	461,310	138,861	237,746	2,393,932	4,643,507
	貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引	238,525	29,461	63,901	105,208	99,392	189,595	2,381,369	3,107,454
	債	—	37,689	129,614	140,965	38,067	45,663	12,404	404,405
	店頭デリバティブ取引	—	10	32	27	—	1,374	30	1,475
	その他の資産等(注2)	180,607	503,054	228,757	215,109	1,402	1,112	128	1,130,172

※本開示は、2006年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、2006年3月末の計数を算定しておりません。

(注1)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

(注2) エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、債券以外の有価証券、固定資産など、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引」、「債券」、「店頭デリバティブ取引」以外のエクスポージャーを記載しております。

(注3) エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	繰入額	取崩額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2005年度	9,465	9,337	—	9,465	9,337
	2006年度	9,337	10,414	—	9,337	10,414
個別貸倒引当金	2005年度	7,849	7,451	161	7,688	7,451
	2006年度	7,451	5,050	1,983	5,467	5,050
合計	2005年度	17,315	16,789	161	17,153	16,789
	2006年度	16,789	15,465	1,983	14,805	15,465

「一般貸倒引当金」とは

貸出金やそれに準じた債権に将来発生すると見込まれる回収不能による損失等に備え、貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)しているものです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部を、貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)しているものです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

(3) 個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

業種別(2006年度)

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	繰入額	取崩額		期末残高	
			目的使用	その他		
製 造 業	—	—	—	—	—	—
農 業	—	—	—	—	—	—
林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—
卸売・小売業・飲食店	—	—	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	748	556	171	576	556	159
サ ー ビ ス 業	31	31	—	31	31	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個 人	2,140	1,967	192	1,948	1,967	164
そ の 他	4,531	2,494	1,619	2,911	2,494	1,483
合 計	7,451	5,050	1,983	5,467	5,050	1,807

※本開示は、2006年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、2005年度の計数を算定しておりません。

(注)当金庫は国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等(2007年3月末)

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額		
	格付有り	格付無し	合計
0%	3,133	328,103	331,237
10%	—	52,971	52,971
20%	918,576	188,016	1,106,592
35%	—	1,879,062	1,879,062
50%	18,033	1,807	19,840
75%	—	1,058,251	1,058,251
100%	6,589	170,736	177,325
150%	—	2,330	2,330
リスク・ウェイト区分0%~150%の複数の資産を裏付とする資産	—	15,895	15,895
合計	946,332	3,697,175	4,643,507

※本開示は、2006年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、2006年3月末の計数を算定しておりません。

※国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクスポージャーについては、格付の有無に係らず「格付無し」に分類しています。

●信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクについては貸出等を行うことにより生じる与信信用リスクと債券を保有することなどの市場取引に伴い発生する市場信用リスクに区分し管理しています。

与信信用リスクについては、クレジットポリシーとして管理の基本方針が定められ、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的の実施することにより、与信信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から分離された審査管理部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

与信信用リスクの評価については、資産査定の特設部署が貸出金等の自己査定を定期的の実施することにより、与信信用リスクの把握に努めています。また、与信信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定基準及び決算経理要領に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

- 正常先及び要注意先に対する債権
債務者区分ごとに算出された過去の貸倒実績率に基づき将来発生が見込まれる予想損失率を求め、正常先及び要注意先の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、一般貸倒引当金として計上しています。
- 破綻懸念先に対する債権
個別債権ごとに自己査定においてⅢ分類とされた額のうち、損失の発生が見込まれる部分について予想損失額として個別貸倒引当金を計上しています。
- 実質破綻先及び破綻先に対する債権
個別債権ごとに自己査定においてⅢ分類及びⅣ分類とされた額の全額を予想損失額として、個別貸倒引当金として計上するか貸倒償却しています。

また、市場信用リスクは、格付機関の格付に基づき算出した期待損失額に対し限度額を設定するとともに、資産査定基準に基づく有価証券査定を厳密に行い、必要な償却・引当を実施して資産の健全化を図っています。

信用リスクの管理状況及び今後の対応については、定期的に経営管理委員会などで協議しています。また、経営会議及び理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社です。

なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

4.信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (2007年3月末)

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保	保証
資産 (オン・バランス) 項目	6,684	16,180
我が国の政府関係機関向け	—	15,714
地方三公社向け	—	465
金融機関及び証券会社向け	—	—
法人等向け	304	—
中小企業等向け及び個人向け	5,833	—
抵当権付住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	547	—
三月以上延滞等	—	—
取立未済手形	—	—
出資等	—	—
上記以外	—	—
証券化 (オリジネーター以外)	—	—
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
オフ・バランス取引等項目	112,466	—

※本開示は、2006年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、2006年3月末の計数を算定しております。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、適格金融資産担保及び保証を信用リスク削減手法として用いています。

適格金融資産担保は、当金庫の定期預金担保を用いており債権保全上の措置を講じております。

保証は、政府保証債及び我が国の地方公共団体の保証を用いています。うち政府保証債は、公庫、独立行政法人、特殊会社等の政府関係機関が個々の設立根拠法に基づいて発行する債券のうち元金及び利子の支払を政府が保証しているもので、政府保証の法的根拠については各機関の設置法において明記されております。また、我が国の地方公共団体保証は、契約に基づき貸出金の元金及び利子の支払を我が国の地方公共団体が保証しているものです。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	派生商品取引(2007年3月末)		
	外国為替関連取引	金利関連取引	株式関連取引
グロスの再構築コストの額 (A)	—	822	—
グロスのアドオン (B)	—	653	—
ネットティングによる与信相当額の削減額 (C)	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (A) + (B) - (C) (D)	—	1,475	—
担保の額 (E)	—	—	—
現金・自金庫預金	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (D) - (E) (F)	—	1,475	—

※本開示は、2006年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、2006年3月末の計数を算定しておりません。

(注1) 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。

(注2) クレジット・デリバティブ取引の取扱いはありません。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、以下の派生商品取引を利用しています。

- 金利スワップ取引・・・固定金利タイプの住宅ローンに伴う、金利変動リスクを避けるために利用しています。
- キャップ取引・・・キャップローン(上限金利設定型住宅ローン)に伴う、金利変動リスクを避けるために利用しています。

派生商品取引の与信先の信用リスクについては「リスク管理規程」に基づき、月次で適格格付機関の格付等を点検しています。エクスポージャーが過大とならぬよう与信先の分散に努めています。

引当金の算定については、「資産査定規程」等に基づき算定しています。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合

オリジネーターとしての証券化取引につきましては、該当ありません。

(2) 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳(2007年3月末)

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額
証券化エクスポージャーの額	399
カードローン	—
住宅ローン	—
自動車ローン	—
その他	399

※本開示は、2006年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、2006年3月末の計数を算定しておりません。

② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額等(2007年3月末)

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高	所要自己資本の額
20%	399	3
50%	—	—
100%	—	—
350%	—	—
自己資本控除	—	—

※本開示は、2006年度以降に適用される新自己資本比率規制に対応しているため、2006年3月末の計数を算定しておりません。

(注) 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%

- 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

- 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫の証券化取引における役割は、「投資家」に該当します。但し、有価証券の運用に際しては効率性と同時に流動性を重視しているため、証券化商品の購入は限定的です。

- 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

- 証券化取引に関する会計方針

日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に基づき適切に処理しています。

- 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社です。
なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等 (2007年3月末)

(単位：百万円)

区分	出資等または株式等					
	貸借対照表計上額	うち、其他有価証券で時価のあるもの				
		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	37,768	24,242	37,768	13,526	13,638	111
その他	32,162	—	—	—	—	—
合計	69,930	24,242	37,768	13,526	13,638	111

※本開示は、2006年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、2006年3月末の計数を算定しておりません。

(注1) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算出しています。

(注2) 「上場株式等」の区分には、上場株式のほか上場J-REIT等を計上しています。

(注3) 「その他」の区分には、労働金庫連合会への出資等を計上しています。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (2006年度)

(単位：百万円)

出資等または株式等エクスポージャー	売却損益			株式等償却
	売却益	売却損		
出資等または株式等エクスポージャー	492	—	—	12

※本開示は、2006年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、2005年度の計数を算定しておりません。

- 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資等または株式等エクスポージャーのうち「其他有価証券」については、「リスク管理方針」によるリスク限度額を踏まえた「資金運用方針」にて運用対象、運用枠等を設定しています。方針については、資金運用委員会及び経営会議にて協議し、理事会の承認を受けています。期中の運用状況については、定期的に資金運用委員会、経営会議、理事会に報告しています。

会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理しています。

8.金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

金利リスク	2006年3月末	2007年3月末
バリュー・アット・リスク (VaR)	15,148	10,890
10BPV	3,728	4,028
アウトライヤー値 (比率)	—	30,876
	—	15.4%

(注) アウトライヤー値 (比率) は2007年3月末から算定しております。

●金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「リスク管理方針」及び「リスク管理規程」に基づき、定期的にVaR(バリュー・アット・リスク)及び10BPV(10ベース・ポイント・バリュー)などを計測することにより、金利リスクを把握しています。

計測結果及び今後の対応について、定期的に経営管理委員会で協議しています。また、経営会議に対しても定期的に報告しています。

●金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- 当金庫では、バリュー・アット・リスク(VaR)、10BPV及びバーゼルⅡ(新BIS基準)第2の柱におけるアウトライヤー値(比率)によって金利リスクを算定しています。
- バリュー・アット・リスク(VaR)は、過去の市場の変動に基づき、統計的に今後の一定期間(保有期間)に一定割合(信頼区間)で起きる可能性のある現在価値増減額を算定するものです。当金庫では、保有期間20日、信頼区間99.0%の時のVaRを計算しています。
- 10BPVとは、市場金利が0.1%上昇した時に被るであろう現在価値の減少額を算定するものです。
- アウトライヤー値は、バーゼルⅡ(新BIS基準)の第2の柱で定められた、銀行勘定の金利リスク量を管理するための指標です。一定の金利変動の条件下において、計算される経済価値の低下額を「金利リスク量」とし、この額が自己資本額(基本的項目Tier1と補完的項目Tier2の合計額)に占める比率をアウトライヤー比率といいます。
- アウトライヤー値(比率)は完全再評価法により算定しております。
 - (i) 完全再評価法とは、金利ショック前後の理論価格差(通常のイールドカーブで算出した理論価格と通常のイールドカーブに99%タイル値の変動幅を上乗せしたイールドカーブで算出した理論価格の差)よりリスク量を算出する方法です。
 - (ii) 貸出金は、期限前返済を考慮していません。
 - (iii) 要求払預金は、コア預金(※)の満期を5年以内の期間に均等に振り分け(平均2.5年として)算定しています。

※コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。当金庫では、要求払預金の50%相当額をコア預金と定義しています。
- バリュー・アット・リスク(VaR)などの金利リスク量は月次で計測しています。

9.オペレーショナル・リスクに関する事項

●オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、事務リスク・システムリスクをオペレーショナル・リスクの対象としています。

オペレーショナル・リスクの管理状況及び今後の対応について、「リスク管理方針」及び「リスク管理規程」に基づき、業務に内在する問題点やリスクを発見し、重要度に応じて自発的に改善に取り組む手法のCSA(コントロール・セルフ・アセスメント)に基づいた点検調査を定期的の実施し、経営管理委員会で協議しています。また、経営会議に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

事務リスクについては、商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的の実施することにより、リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

システムリスクについては、当金庫の情報資産の適切な管理及び保護に関する基本的かつ包括的な方針として「セキュリティポリシー」を定め、情報資産の安全性の確保を金庫全体の課題として取り組んでいます。

個人情報保護については、個人情報保護法及び金融庁のガイドラインに基づき、お客様の個人情報のお取り扱いについての基本方針である「中央労働金庫プライバシーポリシー」を定め、個人情報の保護に努めています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。